

求 職 活 動 支 援 基 本 計 画 書

高年齢者雇用安定法

雇用保険適用事業所番号

雇用保険法施行規則第102条の5第2項第2号の規定により、下記のとおり提出します。

労働局長 殿

年 月 日作成

(公共職業安定所長 経由)

I 事 業 主	a 氏 名	(法人にあつては 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)			
	b 住 所	(法人にあつては 主 たる 事 務 所 の 所 在 地)		c 電 話 番 号	
II 求 職 活 動 支 援 基 本 計 画 を 作 成 す る 事 業 所		a 名 称			
		b 所 在 地			
		c 労 働 者 数	～99人・100～299人・300～999人・1000～4999人・5000人～		
III 本 計 画 の 想 定 期 間					
IV 高 年 齢 離 職 予 定 者 の 数		人			
V 事業主が共通して講じようとする措置の具体的内容					
VI 再就職援助担当者		役職	氏名	電話番号	
VII 協定の当事者である労働組合が事業所の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。(チェックボックスに要チェック)					<input type="checkbox"/>
VIII 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であつて使用者の意向に基づき選出された者でないこと。(チェックボックスに要チェック)					<input type="checkbox"/>
IX 本計画書の内容について、同意します。 (本計画書の内容について、労働者の過半数で組織する労働組合 (ない場合には労働者の過半数を代表する者)の同意)				労 働 局 受 理 印	
組合名					
代表者					

※労働局記入欄

※処理欄	(特例対象者に該当するか)	該当する <input type="checkbox"/> / 該当しない <input type="checkbox"/>
------	---------------	--

求職活動支援基本計画書（様式第1号）の記入要領

本様式は、「早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）」の支給要件の1つである「求職活動支援基本計画書」（雇用保険法施行規則第102条の5第2項第2号）の様式です。

作成後は、速やかに管轄の都道府県労働局長あて提出するものとします。なお、当該提出については、当該都道府県労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができます。

また、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第24条第1項に規定する再就職援助計画を作成（ただし、備考欄に所定の記載事項が必要です。）し、同法第24条第3項又は第25条第1項の規定に基づきその認定が申請され、公共職業安定所の長から認定を受けた場合には、本様式による求職活動支援基本計画書を改めて作成する必要はありません。

欄外 雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所の番号を記入します。

I 事業主の氏名（法人にあつては本社の名称及び代表者氏名）、住所及び電話番号を記入します。

II 求職活動支援基本計画書を作成する事業所

求職活動支援基本計画書の作成は事業所単位で行い、例えばE水産会社にX、Y、Zの工場があり、X工場で作成する場合は、名称を「E水産会社X工場」とし、その所在地、事業の種類、労働者数の区分を記入します。

III 本計画書の想定期間

この求職活動支援基本計画書で想定している、同計画上の求職活動支援措置を実施する予定期間を記入します。

IV 高年齢離職予定者の数

求職活動支援書の交付を予定している対象者の数を記入します。

また、様式第1号別紙の「高年齢離職予定者一覧」に記載された者と同数になるようにしてください。

V 事業主が共通して講じようとする措置の具体的な内容

事業主が、対象者に対して共通して講じようとする求職活動支援措置の具体的な内容を記入します。

VI 再就職援助担当者

再就職援助担当者の役職名、氏名、連絡先の電話番号を記入します。

VII 本計画書の内容について、労働者の過半数で組織する労働組合（ない場合には労働者の過半数を代表する者）の同意

求職活動支援基本計画書の内容について、労働組合等の同意が必要とされていますので（雇用保険法施行規則第102条の5第2項第2号）、当該労働組合等の代表者の氏名等の記載により、求職活動支援基本計画書の内容について同意を得た旨の証明が必要です（組合等から単に意見を聴取しただけでは不可）。